内閣衆質一六八第六八号

平成十九年十月九日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県における「集団自決強制」 削除の教科書検定を巡る県民大会に関する質

問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県における 「集団自決強制」 削除の教科書検定を巡る県民大会に関す

る質問に対する答弁書

一について

お尋ね の機関は、 教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という。)である。

二について

審議会は、 文部科学省組織令 (平成十二年政令第二百五十一号) 第八十五条において、 文部科学省に置

くこととされている。

三について

審議会の会務を総理し、 審議会を代表する会長は、 杉山武彦である。 平成十八年度の審議会に出席した

者は、 審議会の委員及び臨時委員並びに文部科学省の職員である。 その氏名について、 総会のみに出 席し

た者も含めすべてお示しすると、 審議会の委員及び臨時委員は、 秋山庵然、 浅井吉藏、 石原潤、 浦野俊則、

大橋博行、 岡部幸枝、 岡本民夫、 片山倫子、 栗原敏、 近藤讓、 杉山武彦、 袖井孝子、 高木亮一、 髙橋文博、

谷坂隆俊、 谷脇理史、 苗村憲司、 中村洋、 西沢清子、 羽入佐和子、 濱口富士雄、 広瀬順晧、 廣部和也、 根

\_

千佳子、 岸潔、 美 隆 昇、 武 天野 官青山孝、 田 治 真知子である。 清水孝二、 大平勇次、 智明、 山洋二 郎 早 知 大臣官房審議官布村幸彦、 甲田充彦、 ΙİŢ 村木逸子、 光敬、 中谷延二、 郎 Ш 松村栄子、 |本順子、 ト田隆嗣、 蟻塚 同淺香修治、 大室文之、 田中立 また、 習言克、 小室正紀、 樋 恵子、 茂手木潔子、 糠谷明、 南不二 覚 山本孝宏、 尾登誠 文部科学省の課長・企画官相当職以上の職員は、 有馬学、 杉本 田中 同浅見直司、 土方知己、 -良男、 雄 後藤四郎、 ゆか 根本正之、 宮 初等中等教育局教科書課長 五十嵐 森川 山本公之、 片岡 り 地 栖原彌生、 忠明、 廣 靖、 谷聖美、 同荒井和男、 田 小澤紀美子、 邦 昭 良夫、 橋本 É 雄 山 湯浅茂雄 森本幸裕、 田卓生、 関出、 芷 神崎 伊 二木謙 藤 明 田村俊和、 充晴、 卓、 橋本喜 園田満三、 小宮賢治、 淀井彩子、 同池田佳司、 家島 横井洋太、 石井敬孝、 菅野俊子、 彦 本 常秋美作、 (当時) 田 渡部徳子、 裕 長谷川秀一、 高橋滋、 近藤弘樹、 乾隆、 吉岡眞之、 矢島 同卜部勝彦、 山下和茂、 前 紀平英作、 基美、 遠山 田 上 初等中等教育局長 田 和 青柳明、 曉、 實 Щ 佐藤勝彦、 口冬樹、 米山 波多野澄雄 和 山 木村耕、 縣 富岡 同遠藤貴子、 初等中等教育局教科 前 雄 高 然  $\mathbb{H}$ 太朗、 康夫、 宇高 揚村洋 生 武市正人、 研 筱田健 勝之、 和 久保豊子、 中 松尾美恵子、 浜口 田清 山 (当時) ΙİŢ 郎 同大田浩、 崎 三幸久、 美及び 義次、 竹前文夫、 蛭多令子、 朝 篠塚純子、 天児慧、 子、 銭谷眞 栗田 書 中森 濵中 [調査 渡辺 Ш 松 同 根 充

直 秀郎、 木部 髙 岡 同富中利治、 橋直、 田 同山 剛 力、 同三谷芳幸、 本仁、 同髙 同 同小串雅 .工藤. 橋 同中野遵、 同吉 秀樹、 由貴子、 剘 同村瀬信 田史郎、 同高 同奥田浩嗣、 同根岸和義、 同 橋裕 小林保則、 同吉野康子、 同室井俊通、 同髙橋洋子、 同小原俊、 同間晃郎、 同白石良夫、 同脇田美佳及び初等中等教育局教科書課教科書企画官 同杢子耕一、同門間理良、 同 同 同福士顥士、 加藤惠己、 田 同新保良明、 中 ·健 一、 同加藤徹也、 同 同正野泰周、 田 同末澤裕子、 中 康 同矢吹久、 郎 同 同 加茂川惠司、 同 同鈴 (当時) 田 中 木 同山河重弥、 大士、 康 益邑干草、 志 同 ΪĹ 同 同 上新吾、 照沼 須藤 (当時) 同松井 同山下 康 拓 孝、 同 同

四について

村上尚久である。

及び経過を部会長が総会において報告した内容が記載された文書は存在する。 否の判定等の内容が記載された文書は存在する。 御指 摘 0 「検定」 に係る審議会の部会について、 また、 期日、 御指摘 会場、 の検定に係る部会における調査審議 出席委員、 検定申請に係る各教科書の合 の結果

五について

審議会においては、 各委員が検定の時点における客観的な学問的成果等に照らして、 それぞれの知見に

より、申請に係る歴史教科書に関する調査審議を行っている。

六について

お尋ね については、 現時点においても詳細を把握するに至っていない。

七について

般的に 「関与」は「命令」より広い意味を有するものであり、例えば、平成十八年度の検定決定後の

日本史教科書の 「日本軍のくばった手榴弾で集団自決と殺しあいがおこった」、 「県民が日本軍の 戦闘 0

妨げになるなどで集団自決に追いやられた」 等の記述は、 お尋ねの 「日本軍が 「関与」した」ことを示す

ものであると考えている。

八について

文部科学省としては、 集団自決が起きたのは旧日本軍がいた島だけであったか否かは承知していない。

御指摘の 「日本軍の関与がなければあのような惨事は起こらなかった、 と結論づける事実」がどのよう

なものを意味するのかが必ずしも明らかではないため、 お尋ねにお答えすることは困難であるが、 平成十

八年度の日本史教科書の検定意見は、 沖縄における集団自決について、 旧日本軍の関与を否定するもので

軍のくばった手榴弾で集団自決と殺しあいがおこった」、 きないという考えに基づいて付されたものであり、 はなく、 不幸にも集団自決された沖縄の住民のすべてに対して、 検定決定後の日本史教科書の記述においては、 「県民が日本軍の戦闘 自決の軍命令が下されたか否かを断定で の妨げになるなどで集団 日本

九について

自決に追いやられた」

等の日本軍の関与を認める記述がある。

争の教訓を風化させることなく、次の世代に継承すべきであるという観点から、 言を重く受け止めなければならないと考えている。 御指摘 の県民大会は、 沖縄県知事をはじめ、 多くの方々が参加しており、 文部科学省としては悲惨な戦 御指摘の沖縄県知事の発

十について

ついて、 日本史教科書の記述においては、 自決の軍命令が下されたか否かを断定できないという考えに基づいて付されたものであり、 八についてでお答えしたとおり、平成十八年度の日本史教科書の検定意見は、 旧日本軍の関与を否定するものではなく、不幸にも集団自決された沖縄の住民のすべてに対して、 「日本軍のくばった手榴弾で集団自決と殺しあい 沖縄における集団自決に がおこった」、 検定決定後の